

受動喫煙ゼロに向けて、 一緒に取り組んでいきましょう

平成30年7月に、受動喫煙(人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること)の防止を一層推進するため、多くの方が利用する施設等において、喫煙を規制する法律(健康増進法の一部を改正する法律)が成立しました。

その内容は

幼稚園、小・中・高校、大学(大学院は含まず)、
専修学校や各種学校等、病院・診療所・助
産所、薬局、介護老人保健施設等、あん摩マッ
サージ等施術所、保育所や各種児童福祉施
設、認定こども園、行政機関の庁舎等

○法律では、「第一種施設」といいます。



法律によって禁止される行為

施設の中、および敷地の中で喫煙すること×^{※1}
(2019年7月から適用)



※1 原則、禁煙ですが、例外的に敷地の中で受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所は除きます。

飲食店等、「第一種施設」以外の多くの
方が利用する施設^{※2}

○法律では、「第二種施設」といいます。



※2 多くの方が利用する施設とは、2人以上の人が同時に
または入れ替わり利用する施設のことです。個人で経営
している事務所や商店等であっても、来客や従業員が
いる場合は対象になります。ただし、旅館・ホテルの客室
や、人の居住の用に供する場所は対象外です。

施設の中で喫煙すること×^{※3}
(2020年4月から適用)



※3 原則、禁煙ですが、例外的に施設の中にあるたばこを
吸うための専用の部屋(「喫煙専用室」)は除きます。
また、一定の条件を満たす飲食店については、この限
りではありません。

旅客運送事業自動車等
(バス、タクシー、鉄道、航空機、船舶)



※施設を管理する立場にある人は、喫煙できる場所等に標識を掲示しなければならないとともに、20歳未満の人を立ち
入らせないようにしなければなりません。

内部で喫煙すること×^{※4}
(2020年4月から適用)



※4 原則、禁煙ですが、鉄
道・船舶の中にある「喫
煙専用室」は除きます。

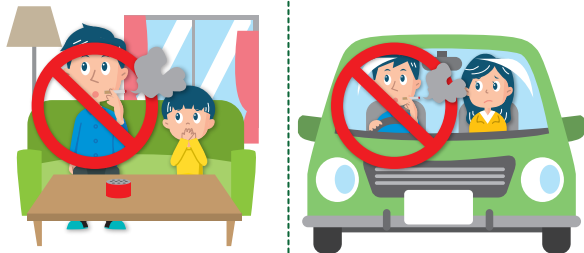
- 市民の皆様には、喫煙が禁止されている場所で喫煙しない等、法律の内容を守っていただく必要があります。
- 法律の規制の対象となる施設を管理する立場にある人は、喫煙が禁止されている場所でたばこが吸えないようにする等、受動喫煙を防ぐための措置を講じていただく必要があります。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

たばこの煙の有害物質は、たばこを吸う人が吸い込む煙よりも周りに流れる煙に多く含まれており、受動喫煙は喫煙と同じリスクがあります。
健康被害を防ぐため、周りの人に配慮し、受動喫煙を防止しましょう。

法改正により、喫煙する場合は、煙が立ち上る上方を含む周囲の状況に配慮する義務が定められました（加熱式たばこについても、同様です。）。

自宅やマイカーの中では…



あなたの家族等がたばこの煙を吸い込むことがないようにしましょう。特に子どもや妊産婦の方がいる場合は喫煙しないようにしましょう。

幼稚園や保育園、学校、病院等の施設周辺では…



受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者が多く利用されます。京都市では、条例により施設周辺等を含む路上での喫煙が禁止されています。

多くの人が利用する施設の出入口付近では…



施設を利用される方がたばこの煙を吸い込むことがないように、喫煙しないようにしましょう。

路上や公園等では… 市内全域で路上喫煙禁止です。

京都市では「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」により、市内全域の屋外の公共の場所（道路、公園、河川等）での喫煙を禁止しています。



路上喫煙による周りの人へのやけどや衣服の焼け焦げ等の被害、健康への影響を防ぐため、喫煙はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。また、火災の発生を防ぐため、吸い殻の火は確実に消しましょう。

受動喫煙を無くし、一人ひとりが健康で過ごすことができるよう、一緒に取り組んでいきましょう！

このチラシに関するお問い合わせ先

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
TEL：746-6794（受動喫煙防止対策専用ダイヤル）／FAX：222-3416

路上喫煙に関するお問い合わせ先

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
TEL：222-3193／FAX：213-5539

平成31年3月発行
京都市印刷物第305185号

 京都市
CITY OF KYOTO